

平成 15 年度愛媛県都市計画審議会第 1 回常務委員会（日時：平成 15 年 6 月 23 日）

第 790 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく審議、有限会社宏伸産業 産業廃棄物処理施設の  
位置について

【名称、位置、面積、用途、備考】

（有）〇〇 産業廃棄物中間処分場、喜多郡長浜町（晴海企業団地内）、3,301.00m<sup>2</sup>、産業廃棄物の破砕施設、建築面積、申請部分 604.96 m<sup>2</sup>、申請以外の部分 198.55m<sup>2</sup>、申請人、有限会社〇〇 代表取締役、  
2. 処理方法及び能力、処理方法：破砕処分、処理能力：98.4t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

この度、当社は上記場所に産業廃棄物（木くず）の破砕施設を設置し、主に喜多郡内と大洲市の建設工事で発生する抜根類、伐採木と家屋解体工事より発生する木くずを受け入れ、適正に破砕処分した後、合成ボードの原料または、その生成時の焼却燃料として販売することで、リサイクルの利便性を図ることとしました。当該処理施設の設置にあたっては事前に地元自治会及び隣接事業所の同意を取得し、当該施設設置に関して、設置を阻害する立地環境等の要因もないことを確認したため、周辺地域の生活環境に影響を与えないようにするため、生活環境影響調査を実施し、その結果、粉塵、騒音の防止装置として、当該施設を建物内に設置し、防音ボード等で遮蔽するよう措置を講じます。また、産業廃棄物処理施設の設置に関して、愛媛県知事より平成 14 年 12 月 13 日（廃第 33-8 号）に産業廃棄物処理施設設置等事前協議承認通知を受けたため、今後は廃棄物の処理および清掃に関する法律に従い、産業廃棄物処理施設設置許可申請書を愛媛県に提出するとともに、大気汚染防止法と愛媛県公害防止条例による粉塵発生施設設置届、騒音及び振動の規制区域にも該当するため、それぞれの特定施設設置届出を行います。

議事録

委員：産業廃棄物処理場については地元が嫌って難しいが、事前の許可は出ているか。

事務局：事前の審査が終わっています。

委員：廃棄物には建築材料が含まれ、その中には金物もあると思うが、簡単に処理できるのか。また、稼働率はどの程度か。

事務局：リサイクル法により、現場で分別して、ほとんど木質片のみが入ってくると聞いている。稼働率については、処理能力 98.4t/日は 1 時間 12.3t を 8 時間フル操業した場合であり、実際に入る量は 5 分の 1 か 6 分の 1 と聞いている。ただ審査は 8 時間フル操業した場合について影響調査をやっています。

平成 15 年度愛媛県都市計画審議会第 2 回常務委員会（日時：平成 15 年 11 月 10 日）

第 793 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく審議、帝人ファイバー株式会社 産業廃棄物中間  
処理施設の位置について

【名称、位置、面積、用途、備考】

〇〇株式会社松山事業所 産業廃棄物中間処理施設、松山市、敷地面積、2468.5m<sup>2</sup>、産業廃棄物処理施設、建築面積、1,560.33m<sup>2</sup>、

1. 申請人、〇〇株式会社松山事業所 事業所長、
2. 処理方法及び能力、
  - (1) 破碎処分、
  - (2) 処理能力 36 t/日、稼働時間 24 時間/日

理由

近年、循環型社会構築の動きが急速に高まり、リサイクルに関する国の動きとして「容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律」が平成 12 年 4 月に完全施行される等、ポリエステル（PET）事業においても企業におけるリサイクルシステムの構築が必須となっています。今回の申請はこのような社会要請に応えるため、ポリエステルを主成分とした製品等を回収し原料に戻した後、再製品化する原料リサイクルの為に破碎設備を市名得た施設を立ち上げるものです。帝人ファイバー株式会社では平成 14 年 4 月、山口県周南市の徳山事業所で本リサイクル技術の操業を開始しました。その後、徳山事業所はボトルからボトルに戻す B to B の完全循環プラントとしてさらに能力を上げております。一方、繊維、フィルム等、ボトルとは異なるポリエステルリサイクル原料について、B to B と完全に処理系を分離するため、破碎設備 1 系列を松山事業所に移設して立ち上げることにしました。本事業を松山で早期に実現させ、完全リサイクルを推進することにより、廃棄物の焼却量、埋立量の削減及び回収物の還元による省資源化を図り、目標とする完全循環型社会の形成を目指すものです。申請箇所は帝人株式会社松山事業所（北地区）敷地の中ほどに位置しており、都市計画上の用途は工業専用地域となっています。また、周辺民家までの距離が最短でも 550 メートルと長い為、騒音・振動の影響はないと予測されています。水質汚濁・大気汚染については、申請に係る装置が原料の破碎装置であるため影響ありません。これらのことから、建築基準法第 51 条に基づく施設敷地の位置については支障がないものと思われま

議事録

委員：原料は軽いと思うが、1 日 36 トンの処理だから沢山の車が走ると思われる。また、採算面はどうなるのか。

事務局：非常に軽いものなので、36 トンは大型トラック 20 台分になる。昼間 10 時間くらい動くので 1 時間に 2 台程度、交通の面ではほとんど影響はない。当面は 9 トン程度で動き出します。9 トンの内訳は、社外から 5 トン、今の帝人の工場内から 4 トンです。今後徐々に増加すると見込んでおり、採算ベースは 14, 5 トンと聞いている。

委員：リサイクルでは原材料の確保が課題であるが、どこから来るのか。

事務局：帝人の系列会社のものが大量に入ってくるので、一般のぼろぎれなどは入ってこない体制のようである。

委員：リサイクルの精神が先行しているのか、それとも営利事業なのか。

事務局：社会的な企業責任と、産業廃棄物処理費用の縮減の両方だと思う。

委員：ポリエステルだけの工場になるのか。それとも他のものも処理するのか。

事務局：ポリエステル製糸が帝人松山の主力品であり、基本的にはポリエステルだけで、他のものは混入しないと考えている。持ってくる所は皆決めているので間違いない。

愛媛県都市計画審議会第3回常務委員会（日時：平成16年8月19日）

第819号議案 建築基準法第51条ただし書きに基づく位置について、株式会社 イージーエス 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類破碎施設）

【名称、位置、面積、用途、備考】

株式会社〇〇 産業廃棄物中間処理施設、新居浜市、3996.43m<sup>2</sup>、産業廃棄物中間処理施設、建築面積、406.20m<sup>2</sup>、

1. 申請人、株式会社〇〇 代表取締役

2. 処理方法及び能力、

処理方法：破碎処分、

処理能力：14.96t/日

「位置は計画図のとおり」

理由

廃棄されるプラスチック類のうち再生利用されていないものは現在、主に焼却や埋め立てにより処分されている。今回、株式会社イージーエスは、地域における廃プラスチック類のリサイクル率向上のため、これらの中間処理・リサイクル施設を建設し、プラスチック類等を原料とした高カロリーの燃料として再利用する計画であり、廃棄物の削減はもとより、石油などの化石燃料費の削減、CO<sup>2</sup>排出量の削減に取り組むとともに、循環型社会への推進と環境保全に寄与するものである。具体的な計画としては、事業系の廃プラスチック類を中心とする廃棄物を受け入れ、荒選別・破碎・磁選・成形・貯留を行い、製造した燃料は（財）愛媛県廃棄物処理センター東予事業所や製紙会社等に販売・供給する予定となっている。設置場所は、新居浜市の都市計画上の用途である工業専用地域にある黒島工業団地内であり、隣接する住居地域からは約400m離れているとともに、主要機械類は全て建築物内に設置し防振ゴム等を設置することで、騒音・振動に対する対策を行っており、生活環境への影響は少ないと考える。

議事録

委員：許可対象は粉碎機か。

事務局：粉碎機がこの審議を経ないと許可できない。

議長：従来はこの会社にはこのような機械はなかったのか。

事務局：イージーエスは住友化学の子会社で、一般に産業廃棄物処理を得意としているが、このタイプは持っていなかった。

議長：工場としては、既存の敷地があり、各種設備があったが、今回、RPF製造建屋を敷地の中につくることについて建築基準の許可が要するということか。

事務局：正確には、この敷地は借地で建物も借家で営業するが、借地、借家契約を結んでここに機械を置くという許可申請がイージーエスから出てきている。

愛媛県都市計画審議会第4回常務委員会(日時：平成16年11月1日)

第820号議案 建築基準法第51条ただし書きに基づく位置について、株式会社 コメットクリーン 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類破碎施設)

【名称、位置、面積、用途、備考】

株式会社〇〇 産業廃棄物中間処理施設、新居浜市、76番67、3,825.98m<sup>2</sup>、産業廃棄物処理施設、建築面積、1,381.87m<sup>2</sup>、

1. 申請人、株式会社〇〇 代表取締役

2. 処理方法及び能力、

処理方法：破碎処分、

処理能力：24.8t/日

「位置は計画図のとおり」

理由

今回の計画は、株式会社コメットクリーンが、廃プラスチック類をリサイクルするため、中間処理施設を建設し、高カロリーの立方体固形燃料として再利用するものであり、廃棄物の削減、石油などの化石燃料費の消費削減、CO<sub>2</sub>排出量の削減等、循環型社会への推進と環境保全に寄与するものである。具体的な計画としては、新居浜市内の事業所等から排出される廃プラスチック類を受け入れ、破碎・圧縮・梱包を行い、製造された燃料は王子製紙(株)富岡工場に販売する予定となっている。設置場所は、新居浜市の黒島工業団地内であり、都市計画上の用途では工業専用地域になっている。また、隣接する住居地域からは約440m、最も近い人家からは約230m離れており、主要機械類は全て建築物内に設置する等、騒音・振動に対する対策を行っているため、生活環境への影響は少ないと考える。

議事録

委員：次々と(同じような議題が)出て来るが、原料供給について競合は生じないのか。

事務局：他の施設とは競合しないように、入手の確保をした後に営業を始めるようになっている。

委員：黒島地区はこの前台風被害があったがどうか。

委員：主要地方道壬生川新居浜野田線のあたりが被害を受けた。山際で山腹崩壊や谷筋の出水による浸水があったが、黒島では被害はなかった。

議長：近所の方からは同意を得ているが、一般的な住民周知に関して縦覧等はしていないのか。

事務局：民間の施設であるので、縦覧はしていない。新居浜市の都市計画審議会では同意をえている。

愛媛県都市計画審議会第5回常務委員会（日時：平成17年8月29日）

第825号議案 建築基準法第51条ただし書きに基づく位置について

【名称、位置、面積、用途、備考】

〇〇（株）〇〇 産業廃棄物処理施設、松山市、4,300.01m<sup>2</sup>、産業廃棄物の破碎選別理施設、建築面積、申請部分 574.63m<sup>2</sup>、申請以外 60.07m<sup>2</sup>、

1. 申請人、〇〇株式会社代表取締役、
2. 処理方法及び能力、

処理方法：破碎選別処分、

廃プラスチック類の処理能力：171.0 t/日、

木くずの処理能力：228.0 t/日

「位置は計画図のとおり」

「理由」

今回の計画は、金城産業株式会社が設置する破碎選別処理施設において、廃自動車、廃自動販売機、廃家電等を処理することにより、廃棄物が機械的に選別され、廃プラスチック類、木くず等の再利用の利便性を図るものであり、廃棄物の削減、循環型社会への推進と環境保全に寄与するものである。具体的な計画としては、重に松山圏域の事業所から排出される廃自動車、廃自動販売機、廃家電等を受け入れ、処理施設において破碎選別し、補助燃料、パルプ原料等に再利用されるべく、リサイクル処理施設に搬出するものである。

設置場所は、松山港近郊の松山市大可賀3丁目であり、都市計画上の用途地域では工業専用地域となっている。また、最も近い人家からは約180m離れており、騒音・振動・粉塵に対する対策を行っているため、生活環境への影響は少ないと考える。

質疑なし